

廃藩置県後の官林伐木規制

成田雅美

はじめに

一 殖産興業と官林

(一) 官林規則の制定と杉浦譲

(二) 富岡製糸場と官林

(三) 廃藩置県と官林

二 官林伐木規制の諸相—明治六年の官林立木払下—

(一) 官林払下

(二) 官林規則に照準する立木払下

(三) 地元対策的な立木払下

三 秋田県における官林伐木の委任

(一) 官林の伐木禁止

(二) 官林伐木の委任と番山練

おわりに

明治政府が諸藩から継承した山野を官林として管理經營するようになるまでには、しばらく時間を要することになる。幕府や旧藩の林野規制と御林の管理が崩壊した後、政府が官林經營の意図を明確に示すのは、内務省地理寮が明治七年に官林を所管するようになってからであり、それまでの間は、一般的に「林政の空白期」⁽¹⁾と特徴づけられ、森林の乱伐と荒廢だけが強調されている。こうした理解は、現在も一人歩きしているようと思う。⁽²⁾明治初年を「林政の空白期」、森林の乱伐・荒廢期とする見解とほぼ同じような認識は、地理局長桜井勉の言説にまで遡ることができる。桜井は明治一年三月山林作業費(官行斫伐直営事業費)案を作成して大蔵卿に提出するが、同案の理由として「林政衰頼日月ニ倍蓰シ」すみやかに改良策を講じなければ「数年ヲ出スシテ全国ノ山林ハ皆髡禿ニ属シ」と論じている。⁽³⁾こうした認識が現在まで引き継がれているが、しかし桜井の言説は予算獲得

のための強意文言ともいえる。

林政の空白期を象徴する政策としてしばしば取りあげられるのは、荒蕪地・官林払下政策であり、これについては福島正夫、萩野敏雄、北條浩等の研究により広く知られている。⁽⁴⁾ 本稿では視点をかえて、これまでほとんど省みられることのなかつた廢藩置県後における官林の伐木規制について検討する。具体的には、第一に官林の伐木規制に関する制度について、第二に官林伐木規制の諸相について、第三に秋田県を事例として伐木規制をめぐる国と地方庁の関係について検討し、その特徴を明らかにしようと思う。

一 殖産興業と官林

(一) 官林規則の制定と杉浦譲

民部省は、明治四年七月に「官林規則」を公布する。⁽⁵⁾ 廢藩置県と同じ月のことであるが、公布日は欠落している。

この官林規則は「山林ノ儀、追テ相達候品モ有之候ヘ共、当分別紙ノ通相心得可申事」と暫定的な性格をもつもので、つぎの六条からなる簡素な規則である。第一条「山林樹木疎ナル處ハ種栽、密ナル所ハ培養シ、眼前ノ小算ニヨリ叨リニ斬伐不可為事」、第二条「立枯根返風雪折腐朽木往来ヲ妨田園良木ヲ害スル等ノ類、無拠斬伐ノ儀ハ、木品寸間ヲ改メ価ノ當否ヲ正シ伐採セシメ不苦事」、第三条「鉄道并船艦製造官舎宮櫛用水路樋橋梁堤防等木竹斬伐スルハ、事宜ニ寄其筋ノ官員可有之候ヘ共、官庁於テ取計ノ分ハ其掛リノ官員点検濫伐ヲ可禁事」、第四条「松杉檜梅

槐櫻栗樟山毛櫸ショウウシ等ノ木材ハ國家必用ノ品ニ付、精々培養イタシ、私林タリトモ深切愛育ノ意ヲ可加事」、第五条「諸道往還筋並木ハ斬伐スヘカラス、入交リノ雜木ハ斬伐苦シカラス、跡地松苗木可致植付事／但往来ヲ妨ケ田園ヲ害スル分ハ第二ヶ条ノ通タルヘシ」、第六条「水源ノ山林、良材雜木ニ拘ラス濫伐スヘカラス／但立枯風雪折腐朽木ハ、此限ニアラス」。

この規則は一部私林も含むが、明治政府が官林について基本的な政策を体系的に示した最初のもので、その特質は官林の伐木を厳しく規制という点にある。では、なぜこの時期に「官林規則」が制定されたのであろうか。

「官林規則」は、地理権正杉浦譲のもとで制定される。明治三年七月民部省のなかに地理司が置かれ、杉浦は駅通権正と地理権正を兼務して地理司のトップに就任する。同年一〇月に「地理司職員令事務章程」を制定し、このうち第七章では「官林樹木ノ簿記ヲ詳ニシ、凡土木ノ事アツテ照会アルトキハ其工作ニ応シ其用度ヲ検査シテ之ニ支給シ、其数ヲ記スヘシ」と、官林に関する職務内容を規定する。地理司が官林を所掌し、「官林樹木ノ簿記」の作成、「土木ノ事」に木材を支給することが主な職務である。こうした職務内容は旧幕府御林方のものと同様であり、これを継承したと思われる。翌四年四月地理司に山林掛を設置し、四年七月には官林規則を制定している。

杉浦は旧幕臣（外国奉行）であるが、三年二月に大蔵省改正掛に出仕し、同年七月に地理権正兼務となる。⁽⁸⁾ 改正掛は明治二年一月に大蔵省内に設置され、非常に広範囲に亘る様々な業務の重要な企画立案を行った掛である。改正掛長であつた渋沢栄一は「大隈大輔と相談をして、前島密、杉浦愛藏、其他の人々を登用し、猶洋書の読める人、文筆を好くする人、或種

の専門知識を有する人等を推薦し、都合十二三人で改正の事務に当たつた⁽⁹⁾と言ふ。杉浦愛藏(譲)の改正掛登用を推薦したのが、渋沢である。

(一) 富岡製糸場と官林

渋沢は改正掛の設置後すぐに民部省戸籍編製法案の作成にかかり、その後改正掛は身分解放令草案の作成をはじめとして、租税改正・度量衡改正・全国土地調査・通信交通制度の改革・駅宿制度の改正など「産業近代化」のための基礎的諸改革⁽¹⁰⁾について議論する。さらに殖産興業策として當時重要な輸出品目であった生糸の製糸業を奨励し、粗悪生糸のイギリス輸出問題を契機として、三年一〇月に富岡製糸場の建設に着手する。

「」の製糸場は殖産興業のトップを切って政府自ら外国の技術や機械を導入して建設に当たるもので、明治三年秋、主管の民部省から建築委員として民部権大丞玉乃正履、駅逓兼地理権正杉浦譲、庶務少佐尾高惇忠、大蔵少丞渋沢栄一、監督正中村祐興の五名が任命された。⁽¹¹⁾ 杉浦は、富岡製糸場の建設を担当することになる。建築委員のうち玉乃、渋沢そして杉浦は改正掛のメンバーである。

杉浦は建設準備のため三年一〇月から一一月にかけて玉乃とともに現地調査に出張する。工場立地予定地の岩鼻県富岡村を中心として周辺の諸村を巡回し、水利や交通條件等を検討するとともに、村民からの聞き取りをもとに奥平村の石炭鉱山、西牧街道小坂村の鉄山等も見分する。⁽¹²⁾

民部省は三年一月一二日、太政官に「上州富岡製糸場地所検點御買上ノ儀伺」を提出、翌四年一月に認められる⁽¹³⁾。これと並行して製糸場建設用材の確保準備がすすめられ、三年一二月、太政官は岩鼻県に「其県管内

上州甘樂郡諸所御林ノ木材製糸場建築御用材ニ相成候間、民部省ヨリ相達次第伐採富岡普請用材ヘ可被差廻候也」「追テ木数其外ノ儀ハ民部省ヨリ可相達候也」と達する⁽¹⁴⁾。甘樂郡に所在する「御林」から建築用材を調達しようとしたのである。これに対して四年二月、岩鼻県は次のように回答する。民部省から達のあつた取調書をもつて調査したところ、甘樂郡の御林は小木が多く、松・梅・楓のなかで御用材となるのは別紙に附した下げ紙の外には無い。尤も妙義山境内にある杉・椴と富岡最寄りの百姓山の木材を買い上げれば間に合うであろう。

この別紙に掲げられた「富岡製糸場建築御用材取調書」では、二九の材種(角・板寸法、樹種、長さ別)一万一八九九本を必要としているが、下げる紙に示されたのは一〇材種で、本数は合計で一四二四本にすぎない。つまり、必要とする建築用材のうち甘樂郡の「御林」から供給しうる木材は、わずか一二%にすぎない。そのため、岩鼻県の回答のように妙義山内の立木を買い上げることになる。⁽¹⁵⁾

木材の調達にあつたのは尾高惇忠で、四年三月一三日七日市・小幡・安中・高崎の各藩と岩鼻県にたいし「上州富岡製糸場建築御用木材之内別紙之通り至急御買上相成候ニ付ては、御管内官林社寺農家の別なく所持の者ハ案書之通り来る廿日巳刻迄富岡民部大蔵両省官吏出張所江入札差出^(マサ)すべき」と達する。さらに、尾高は三月一五日から熊倉、漆萱等の官林の調査に出張し、同月一八日には妙義山の神主と面談し用材入札について説明している。二一日に入札を開封するが、木材は十分に集まらなかつたようで、二二日に川村山浦吾妻官林の調査に出かける。妙義山、吾妻郡諸村官林から出材された木材は利根川を流送し、「烏川(マツコ)甘樂川引上ヶ」富岡まで運送される⁽¹⁶⁾。このように木材の調達は容易ではなく、当初想定してい

た甘樂郡から吾妻郡官林まで大きく範囲をひろげて行われる。

富岡製糸場の建築用材調達の問題は、杉浦に「御林」・官林の重要性を認識させる契機となる。四年四月に地理司に山林掛が設置され、同年七月に「官林規則」が制定されるのは、こうした経験を背景としている。同規則の制定には「七月九日 民部省官林規則ヲ設定シテ之ヲ府県ニ頒示ス。榮一租税正トシテ之ニ与ル。」と渋沢栄一もかかわっている。⁽¹⁷⁾改正掛のメンバー二名、杉浦と渋沢が官林規則の制定に関連しているのである。

改正掛は、廢藩置県の直後四年八月に廃止となる。「官林規則」制定は改正掛けによる最後の仕事のひとつであろう。

なお、杉浦は三年八月一七日に制度取調御用掛兼務(太政官)を命ぜられ⁽¹⁸⁾官省制度の改正に係わり「明治四辛未歳制度取調御用掛兼務中 官省制置改正草稿 杉浦扣本」(四年一月二五日)を残している。杉浦の官省制置改正原案は、四年三月六日の朝議にかけられるものの「不決」となり採択されなかつたが⁽¹⁹⁾、戸部省、地理司関係の条項のなかに次のような山林、官林に関する項目が記載されている。

戸(民)部省事務章程の「上款」の中に「山林原野沮沢ヲ大ニ検スル事」、

「下款」の中に「山林伐木百株以上ハ土地ノ便否、出津ノ通塞、実際地方ノ考按ヲ勘查シ許否ノ指令スル事」と規定し、山林原野等の調査とあわせて山林一〇〇株以上の伐木は許可制にしようとする。地理司は官林を管轄し、地理司職制では三年一〇月の事務章程第七章を踏襲し、また地理司処務条例には「第二十三條 官林樹木ノ簿帳ハ各地方申牒ニヨリ伐木ノ數及尺メヲ審ニシ、序用又ハ水利堤防ニ供スル本省許可ノ年月及木名木數尺メヲ本帳ニ記載スヘシ」と、官林の伐木供給先として諸官庁の需用と水利堤防、土木用を想定し、官林樹木の帳簿について規定している。⁽²⁰⁾この官林樹

木の帳簿は、地方官の申牒により作成されるものであり、官林伐木において地方官の役割を重視する。

「官省制置改正草稿」に示された山林伐木の規制は相当に厳しいものである。「官林規則」には、こうした杉浦の考え方が反映し、より具体的に規定されているものと思われる。と同時に、これは「当分」の規則であり、山林に関するより体系的な規則は「山林ノ儀、追テ相達候品モ有之候へ共」と、将来に委ねられている。

(三) 廃藩置県と官林

廢藩置県後、四年七月二七日に民部省は廃止され、山林関係の所管は民部省を合併した大蔵省に引き継がれる。太政官制が改正されるとともに大蔵省は再び巨大な行政組織を形成するが、その一方で権限を強化した他省寮はそれぞれ独自に近代化に向けて諸事業を展開しはじめる。⁽²¹⁾大久保利通を中心とする大蔵省人事のなかで、杉浦は八月七日太政官(枢密權少史)に転任し⁽²²⁾、山林行政との直接的な関係は断たれる。

四年八月一九日に大蔵省職制・大蔵省事務章程が制定され、同事務章程は、山林原野の検査と山林の変更処分について規定する。⁽²³⁾大蔵省において官林は「枯槁凋瘁スルニ委セ、徒ラニ官林ノ虚名ヲ存スルノミ」「之ヲ人民ニ斥売セハ則チ栽種培養ノ周到スルヲ得ン」とみなされ、その斥売・処分は八月二三日勧農寮の専管に委ねられ、売却代金は種芸・牧畜等の経費にあてることになる。⁽²⁴⁾こうして、旧民部省・地理司が示した官林伐木規制の姿勢は、廢藩置県後すぐに大蔵省によつて変更される。

官林の伐木規制に係わるもうひとつ重要な制度改革は、次の「県治

条例」である。太政官は、四年一月二七日に「県治条例（第六二三号達、「県治職制」「県治事務章程」「県治官員並當備金規則」からなる）を布達する。「県治職制」は県令以下の職掌を規定し、県の事務を庶務課、聽訴課、租稅課、出納課の四課に分け、租稅課の事務には租稅の他に勸業・山林関係の事務も含まれる。「県治事務章程」の上款では県令・参事が主務の各省と稟議すべき事項のひとつとして第二三条に「官林伐木ノ事」を掲げ、下款には

県令・参事が専任で処理できる事項のなかに第一〇条「倒木枯木等伐払ノ事」、第一一条「荊藪ノ山野へ栽植スル事」を掲げている。⁽²⁵⁾

この「県治条例」の原案は、四年七月杉浦譲により作成された「三府事務委任章程」「各県事務委任章程」である。⁽²⁶⁾ 杉浦は、四年八月一〇日に太政官權少内史となり、同月一四日には制度御用掛兼務となつて、引き続き制度改革に取り組み、一月に県治条例が制定される。杉浦は維新後の府県藩三治体制下では「頗ル專權自恣ノ政アツテ治績統一ノ緒ヲ得ルニ至ラス」、そのため廢藩後「一定規則ニ依違セシム其治務ヲ井然ナラシムル為メ、仮ニ県治条令ヲ頒布シ既往過重ノ專權ヲ収ヌテ章程ヲ明ニシテ処務ノ循序ヲ飾正ス」と、県治条例を定めた経過を説明している。⁽²⁷⁾ こうして一ヶ月に制定された県治条例の「県治事務章程」は、七月に杉浦が作成した三府・各県事務委任章程に条項を追加するかたちで策定されており、上款は全三一条また下款は全一六条となつてある。上款の「官林伐木ノ事」、下款の「倒木枯木等伐払ノ事」、「荊藪ノ山野へ栽植スル事」は、追加された条項に含まれる。

「県治事務章程」に規定された「官林伐木ノ事」等の条項は、第一に旧藩の御林が廢藩置県により官林として明治政府に移行したこと、第二に政府は府県をつうじて官林を支配すること、第三に官林伐木の権限掌握から

官林支配を実施すること、を各府県に通達したものである。明治政府は官林伐木を支配することが、官林に係わるまづ最優先の課題と認識し、県令・参事が主務省に稟議すべき事項としたのである。

二 官林伐木規制の諸相—明治六年の官林立木払下—

（二）官林払下

大蔵省は、五年二月七日正院に官林を入れ払下とし、その代金を「正税ノ外ト致シ種芸牧畜生産等ノ経費ニ当テ」と申し立てる。⁽²⁸⁾ さらに同年六月一五日には「当三月中及御届置其後追々近国官林ノ内御払下取計候處、次第ニ望人相増候ニ付テハ今般各府県へ別紙ノ通相達候ニ付此段及御届候也」と、近国の官林から府県の官林に拡大して「是マテ官林ト唱伐木差留有之候山林都テ御払下ケニ可取計」という官林払下の達第七六号を布達したと正院に届ける。⁽²⁹⁾ この達は太政官では審議がみられず、いわば巨大化した大蔵省の独走である。その後、同年一〇月一二日勧農寮の廢止により官林・荒蕪地・牛馬払下代金その外の事務は、租稅寮に引き継がれる。⁽³⁰⁾

官林払下の達第七六号に対し、すぐに京都府、工部省、海軍省から申立が出され、これに関して正院から大蔵省に下問がある。同省は五年七月九日にこれまで同様に官林の培養手入の不備と私林の各自愛護を指摘し、支障の無い場所に限りの払下であると、回答する。なお京都府は六月二四日正院と大蔵省に官林払下の達を取消すよう建言している。⁽³¹⁾

可救ノ大弊害ヲ引出候儀ト省議仕候」と、その弊害として山林裸禿による気候一変と旱魃、保水機能の低下による水害・土砂流出・沃土亡失、「造船鐵道其他諸當作」用材の欠乏の三点を掲げ、「右布告ハ速ニ御取戻サレ官林總テ其依據置」くべきと、正院に布達をすぐに廃止するよう建言す⁽³²⁾。これにはフランス・合衆国・オーストリアなど諸外国の経験をふまえた東校御雇いワグネルの意見書が添付されている。諸産業の近代化を急ぐ工部省から官林払下・伐木に反対の建議が出されたのである。

また、六年三月一〇日に勝海軍大輔は正院に大艦製造のため別紙箇所と山林を指定して御留木にするか、山林を海軍省へ渡すか、「其筋ヘ御達相成度」と申しでる⁽³³⁾。さらに同年四月九日には製艦用材を他用途へ供給しないよう「其筋ヘ御達相成度」と伺である⁽³⁴⁾。こうした製艦用材林の確保をめぐる海軍省の独自な動きも、官林払下政策を否定し大蔵省の官林支配の権限を脅かすものである。

ところで、この時期には大蔵省の財政緊縮方針にたいして「各省および

地方が拡張の立場から抵抗し、正院がこれに同調するなかで、井上馨は「八方敵中に坐する」という状況にあつたといふ⁽³⁵⁾。官林払下についても大蔵省と工部省・海軍省と間で同様の対立がみられ、工部・海軍の両省は官林伐木の規制を主張したのである。

井上馨が大蔵大輔を辞職した後、太政官は六年七月二〇日に「各地管内不毛之地等士民ヨ論セス入札ヲ以テ払い下ケ為致來リ候処不都合之儀有之候間」と荒蕪不毛地・官林の払下差止の達第二五七号を布告する。この差止の達の伺が、太政官正院庶務課長の起案により七月一四日付けで出されていることに留意しよう。これは六年五月二日に太政官職制章程が潤飾されて、正院に権限の集中がはかられ「幅広い行政権と立法権を握ること」と

で、国家意志の決定機関としての地位を法的に約束された」とことと関連する。当時の庶務課の課長は土方久元(大内史)、副長は杉浦譲(権大内史)であり、杉浦は官林払下の差止に深く係わっているのである。

官林払下差止の達の後、大蔵省は六年七月二九日に、①陸海軍工部等諸省必需の用材の払下、②小数の立木・小歩の土地等の払下、③人民私用の材木その都度払下・材木二〇〇本以下の県限払下、④従前伺出既に処分するいは不相当と指令の分、⑤やむを得ない事情のため払下、について「当省手限処分」「当省手限払下」を求めて伺である。これに対し太政官は八月五日に、①から④までは伺のとおり、⑤はその都度伺であることと大蔵省に指令する。この指令の起案者は杉浦譲である⁽³⁶⁾。大蔵省は八月二十四日についても「当省手限処分」の委任を求めて再伺をだし、九月一九日にこれが認められる⁽³⁷⁾。これらの伺・指令により、大蔵省は官林木材払下と官林土地払下に関する「当省手限処分」「当省手限払下」の権限範囲を明確にしたのである。

さて、③の全文は「一秋田若松等之諸藩從前之慣法山林者總テ政府持二いたし、人民私用之砌者都度々々払下遣來候向有之、右等ノ分者從前特別ニ伺出特別之詮議ヲ以材木二百本以下者県限払下、追テ届出代価上納可致旨指令致シ置候儀ニ有之候、右等ノ分者從前之通當省手限処分候而不苦候哉」である。この条項は二つの意味で重要である。ひとつは旧藩の山林をすべて「政府持」にしたという認識を示したことである。もうひとつは人民私用に対する伐木規制つまり伐木許可制についてであり、この伐木規制はその都度々々の伐木許可制と、伐木二〇〇本以下の県限り払下つまり県への伐木権限委任の一種類がある。こうして地元民利用に対する伐木規制が大蔵省の権限(当省手限処分)であることを改めて確認する。

このように明治政府の官林政策が大きく揺れ動くなかで「県治事務章程」の「官林伐木ノ事」等つまり官林の伐木規制は、どのように機能したのであろうか。太政官が編集した『記録材料』「大蔵省考課状・租税寮」のうち明治六年一月から一二月には、地理課「官林払下ノ事」ないしは「官林ノ事」という項目があり、全国の府県による官林に係わる様々な事項の稟問・稟報・稟白と、それに対する大蔵省の回答指令が記録されている。⁽⁴¹⁾ その件数は合計で三三三件を数え、一〇六件が一〇六件、七〇一二月二二七件と官林払下差止後に倍増している。これにより官林伐木規制の諸相を知ることができる。とはいっても、この件数は決して多いとは言えない。府県別にみると、六三府県から稟問等があるものの、回答指令が一〇件を超えるのは茨城、広島、高知、滋賀、秋田、新潟、静岡、千葉、長崎、栃木県だけである。

その稟問等の内容を検討すると、①官林木の払下に係わるもの、②官林払下（立木・土地共）等に係わるもの、③官林存廃調査に係わるもの、④官林焼失、⑤その他に大別することができる。①は次節以下で検討する。

②は一二九件で、さらに官林払下に関連するものが一〇三件、官地払下一七件、社寺地払下四件、官林貸付五件に区分することができる。官林の払下は、先に述べたように六年七月二〇日太政官布告第一五七号で差止となる。しかし、官林払下の許可指令件数は決して多くはなく、一〇六月において払下の許可指令があったのは一六件にすぎない。さらに、七月の布告に先だって官林の払下は制限され始めており、四〇六月に入札価格の低価格を理由に不許可指令があらわれ、官林払下の差止（筑摩県信濃国安曇郡小倉官林、反別六四九町五反余）、払下の消却（足柄県伊豆国天城山官林、地所樹木共代金一万円）の指令もみられるようになる。天城山官林の払下取消は、

海軍省の異議によると言われている。⁽⁴²⁾ これは先にみた海軍省の独自な動きと関連している。七〇九月期以降は当然のことながら太政官布告第二五七号による官林払下の不許可指令が相次ぐ。その面積最大のものは浜松県の官林・門桁山外三箇所の反別三万二四三町六反で、これも既に払下の認可されていたものの取消である。大蔵省達第七六号による官林払下は、件数・面積ともに少ない。

③は二六件で、これは六年九月一〇日大蔵省達第一三四号によるもので、同年一二月一五日を期限として「存置官林箇所取調帳」「払下官林箇所取調帳」の提出を求めていた。しかし、すぐに対応することのできない県が多く、この取調書提出の猶予延期願を申請した県は一二二を数える。⁽⁴³⁾ ④官林焼失は九件、⑤その他は一三件である。

（二）官林規則に照準する立木払下

内閣官報局『明治四年 法令全書』明治二一年に、四年七月の「官林規則」は五年六月一五日の大蔵省達第七六号達により消滅と注記がある。⁽⁴⁴⁾ しかし、当時の県官員はそのように認識していない。和歌山県の稟問では「辛未七月布達アリシ官林規則第三条ニ照準シ」と「官林規則」に照準して鉄道寮へ木材を売却したいと稟問している。⁽⁴⁵⁾ 六年の一〇一一二月期においても「官林規則」の各条項は、県官が大蔵省に「官林伐木ノ事」を稟問するときに照準すべき基準となつていただのである。この点をふまえて、六年の官林木払下に関する稟問等一五五件を細区分すると次のようになる。官林規則第二条によるものは二九件、同じく三条が三三件、五条が三三件、その他官林規則以外による稟問等が六〇件である。一〇六月の回答指令が

四六件、七〇一二月が一〇九件で、官林払下の実施期においても官林立木の払下稟問等がみられる。

官林規則の第二条に関連するものは、枯木・朽木・火災焼木・風雪損・倒木・畠地妨害木など様々で、またその規模も倒木一本の稟報(足柄県から風雪折損木一二八八本の上申置賜県)まで多様である。

官林規則の第三条関連の内訳は、海軍省四、陸軍省八、工部省(鉄道建設)二、鐵道寮一、鉱山寮四、燈台寮一、工場建設三、鉱山営業三、県庁新築二、獄舎建設二、堤防修築一、新堰堀割一、架橋一である。

海軍省関係四件の上申・稟請についてみると、栃木県から海軍省より製艦用材準備のため野州都賀郡日光山の官林を伐木禁止とする指令があつたが、県は日光山中にあるという官林の所在を知らないので、関係書類の下付を乞うと稟請がある。これに対し太蔵省は、海軍省へ官林の所在を直接質問するようにと指令する(四〇六月期)。これは先に述べた大艦製造用材のため留木や山林引渡の伺と関連するものと思われる。この時期、海軍省は大蔵省との協議なしに単独で、諸県の官林に製艦用材の伐木禁止を指令しているのである。一〇一二月期にはこの点に変化がみられる。製艦材用・石炭掘入用の官林伐木について太蔵省に来議があり、佐賀・足柄・宮城県に伐木支障の有無・相当代価などを照会した後に、県から売却・代価上納の上申という手続きを取っている。

陸軍省関係八件の稟問・稟報についてみると、陸軍省もまた鎮台建築・兵営建設などのため独自の動きをする。広島県は「陸軍省ヨリ兵営建築ノタメ用材ヲ求メルトキハ相当代價ヲ以テ売却ス可キ旨去壬申十月中達アリ」と述べており、陸軍省は五年一〇月通達で県に直接的に建築用材の売却を求めていたことがわかる。同県は、六年七月陸軍省官員から兵営建築

のため官林伐木の示談があり、木数・代価等を調査のうえ、佐伯郡恵下官林の杉檜七八七六本を代金三四四三円余で売却したと稟報している。陸軍省は白川・名東・滋賀県にも来議し官林の伐木を求め、各県は大蔵省へ事後的に稟問している。

工部省に関連する稟問・稟報などは八件ある。その内訳は、鉄道建設のため工部省二件、鐵道寮一件、燈台寮一件、鉱山寮四件となる。工部省および各寮は県へ来議し、その結果をもつて県が大蔵へ稟問し、許可等の指令をうけている。飾磨県は少量の鉱山寮用官林伐木でも専断処分を咎められ、また和歌山県も鉄道寮用材の県庁限り処分を稟問するが、不許可となつてはいる。県の稟問は事後的であるが、大蔵省は工部省関連において県の専断処分を厳しく咎め、また県限り処分の稟問も許可しない。

民間企業の工場建設、鉱山営業への払下は、六件である。これらのうち特記すべきは秋田県における鉱山営業関係の払下である。尾去沢鉱山開業人岡田平蔵から鎔鉱炉建設のため用材一万本払下の出願があつたので、県から允許したいと稟問があり、大蔵省は木品・間尺・代金等の詳査・上申を指令する。これに関連して鉱山所用の木材について将来県庁限り決裁処分したいと稟問するが、これには不許可の指令がある(四〇六月期)。秋田県から先に羽後国諸鉱山を岡田平馬・瀬川安五郎に委任したが、兩人から木炭生産のため尾去沢・阿仁銅山付属官林および近傍諸山における伐木委任の申出があるため、官林木払下の可否を稟問し、大蔵省は木教調査・実地図面添付の再稟問を指令する。県為替方小野善助代瀬川安五郎より鹿角郡細地鉱山開坑のため坑夫小屋建設・焚炭木等の払下出願があり、県は相当代価での売却を稟問する。大蔵省は事情やむを得ずと許可し、さらに代価・調査の申出を指令する(一〇一二月期)。これらは旧藩の鉱山經營を

引継ぎ請け負った政商への払下である。

県庁の需要ないし県内の公共的な需要による官林伐木の申請・稟問等が八件あり、その内訳は県庁新築二、獄舎建設二、堤防修築一、架橋二、新堰堀割一である。

官林規則第五条に関連する稟問等は二三件である。同条は「諸道往還筋並木ハ斬伐スヘカラス」が原則であるが、五年六月大蔵省の官林払下の達第七六号は並木伐木にも大きな影響を与える、六年五月六日太政官布達第一四六号では再び「猥ニ不可伐取候」と規定し、官林規則第五条の趣旨を再確認する。六年に並木で伐採が許可されているのは一四件で、これを分類すると第一に朽枯木・風折木・田畠障害木、第二に電信寮による電信線設置の障害木(これはさきの官林規則第三条関連に区分してもよい)、第三に道路改修・開設の障害木となる。電信線は、二年一二月に横浜・東京間開設、三年八月大坂神戸間開通、四年から七年にかけて東京・長崎間の架設をはじめ、東京・青森間、函館・札幌間が竣工している⁽⁴⁶⁾。滋賀県は東京・長崎間の電信機架線に係わり滋賀郡他四郡村々の並木松四八九本の伐木を稟報、この他元犬上県・静岡県・栃木県からも稟報・稟白がある。栃木県の場合、電信寮から來議があつたので検査のうえ伐木したと稟報するが、大蔵省は県の専断処分を咎め、稟問せずに伐木した理由の詳細具状を指令している(一〇〇一二月期)。道路については千葉県から修路妨害の並木の入札払、北條県から開設道路往来に妨害の並木入札払の稟問がある。並木伐採許可のなかで本数の最も多いのは埼玉県からの稟問に応えた八三五二本で、これは道路改修費用の一部を捻出するため足立郡川口町から葛飾郡上高野村まで三七ヶ村の日光街道の並木伐採である⁽⁴⁷⁾(一〇〇三月期)。電信線設置や道路改修による並木の伐木もまた、工部省の

近代化政策と密接に関連する。

(三) 地元対策的な立木払下

官林規則以外による払下稟問等は六一件で、その内容は多様である。このうち主な項目をあげると、民家火災に係わるもの五件、震災二件、薪炭木・雜木払下九件、盜伐木処分六件、木材売払代金上納一一件等となる。注目すべきは地元対策的な払下に係わる稟問等であり、旧慣とも関連するものである。いくつか事例をあげよう。

福岡県は壬申五年に旧慣により家屋造営用材・薪木などを地元農民に売却したので、その代金二四六二円一二銭三厘を一括して上納すると大蔵省に報告する。大蔵省は県の専断を咎めるが、今回限りとこれを認めざるをえない。その後、福岡県は「官林売却ノ規則発令」により官林の伐木はその都度稟咨せざるをえないこととなつたが、薪木のように日用欠くべからざるものまでその度に稟咨するのは不便なので、諸官林總てが民有に属するまで暫くは旧慣により人民の出願に応じ、県庁限りで決裁を認めるとして指令する。これに対し太蔵省は二〇〇本までは県庁限りの決裁を認めるとして指令する。この稟問は六年五月のことである。第一五七号による官林払下差止めの布達の後には、「更ニ從前ノ如ク年季払下」と旧慣への回帰を稟問するが、これは認められない(一〇〇一二月期)。

若松県の家屋營繕、道路修理に必要な木材を官林から臨時に売却したいという稟問にも、二〇〇本以下は県庁限りで直に処分することを認めるとして指令がある(七〇九月期)。

する。①安曇野郡野口村外二ヶ村は官林樹木を伐採し白木板子及柴薪等を作り営業としてきたが、壬申年以来令旨によつて禁伐としたため生計の道を失い困却している。白木板子及柴薪等に用いる樹木に限り相当代価で売却したいと稟問する。第二五七号布令があるもののやむを得ないと許可指令がある(七月~九月期)。②窮民救助のため昨壬申五月に稟問し伐木許可をえた安曇郡大野川村外三ヶ村の雜木二万八〇〇〇本・代金五八八円につき上納を稟問し、許可指令がある。③筑摩郡木曽の村々ではこれまで家作腐朽若しくは水難火災等の際にその所々の山林から木材を供用してきたが、設県以来伐木を禁止し損木のみを払下している。しかしそれでは支障が多いため、近傍官林の末木・枯木・熊喰等を売下してよいかと稟問する。

地所・木材調査のうえさらに申し出よとの指令がある。④伊那郡浦村外二ヶ村は焚炭及諸細工の木材を伐採・販売して生計の一助としてきたが、去壬申の布達により伐木禁止としたため、困苦の情況をしばしば訴えており退転の者も生じかねない。焚炭及諸細工用材を調査・刻印し売下してよいか稟問する。事情やむを得ないと許可指令がある(一〇月~一二月期)。

安曇郡と伊那郡では五年の布達つまり官林払下の達以来、また筑摩郡木曾の村々では設県以来、官林の伐木は禁止されており、ここでは旧慣の継続がみられない。筑摩県は六年七月第二五七号布達の後に地元の村々では困窮していると、白木板子及柴薪等、家作腐朽・水難火災等、焚炭及諸細工の木材を売下を求めている。

災害のため家屋再建材の官林木払下も地元対策として重要である。そうした稟問は、石川・水沢・名東県から火災について五件あり、うち石川県からは旧大聖寺藩においては火災に際して必ず林木を下付する旧慣があつたと述べて、払下の許可をもとめている。鳥取県から壬申二月に発生した

石雲両国の地震災害・家屋倒壊にかかる稟問が二件ある。
秋田県についても、地元対策的なものとして官林木払下・代金上納が六件、番山繰の伐木が二件、その他に菅運吉伐木関係が二件である。代金上納は二〇〇本以下の払下、番山繰の伐木は番繰山伐木の県厅限り決裁を求める稟問と番繰山伐木入札払いの稟問、に対する回答指令である。菅運吉伐木関係は四年一〇月の県專断による請負伐木許可に関するものである。秋田県については章を改めて検討しよう。

三 秋田県における官林伐木の委任

(二) 官林の伐木禁止

「官林規則」は、先にも触れたように明治四年七月九日府県に頒示される。同規則が秋田県に到着したのは、八月一七日と廢藩置県後のこと⁽⁴⁸⁾で、この規則は廢藩置県後の新県にも適用されていくことになる。

ところで、秋田県は四年一〇月官林の伐木・売払について大蔵省勧農寮に伺うが、回答指令のないうちに旧藩の方法によつて請負人菅運吉に委任し、伐木を許可する。その後、島義勇が県令在職中に請負は不許可、入札払下とするよう指令があり、島の免職後には請負人の入山伐木は差止となる。県はこの伐木許可を「全ク専断之取計ニ相当」と認める⁽⁴⁹⁾。四年一月の県治事務章程によつて「官林伐木ノ事」は大蔵省の権限となつたのであるが、秋田県による官林伐木・売払の請負許可は、これを否定することになり大蔵省は容認しない。

こうした官林伐木をめぐる秋田県と大蔵省との軋轢のさなか、県は五

年四月二七日林政について全一二条からなる達を発する。⁽⁵⁰⁾ この達の第一条

は「諸木ノ儀昨未七月中従朝廷被仰付候御趣意ヲ遵奉致シ愛養ヲ加ヒ私林ト雖トモ乱リニ伐木ハ禁止ノ事」と、冒頭で四年七月朝廷から仰せつけられた「官林規則」の趣意を遵奉して出された達であることを強調し、伐木を禁止する。第二条では、官山私林ともこれまでのように山守を置かず、「地元並ニ入会村々里正」に山林保護と取締を申し付ける。第三条は「官林ノ儀ハ以後一切伐木堅ク嚴禁ノ事」と、この達のなかで最も重要な条項で、官林の伐木厳禁を規定する。第四条は諸木植付の手続きと奨励について、第五条は山林に関する請願の窓口役所(出張所、県山林係)について、第六条は伐木願と手続き・納税後の許可について、第七条は伐木後木材の他地域への運送手続きと違反者の罰則について、第八条私林伐木の樹種別納

税額について、第九条・一〇条・一一条・一二条は木材等売買に係わる納税について、それぞれ規定している。この達から、まず民部省の「官林規則」が秋田県に大きな影響を与えることがわかる。樹木の植付については、奨励的な規定が第四条にあるだけで、また第六条以下は旧藩の規制を踏襲するものである。

山林関係の行政組織として県庁に山林係が設けられており、また県内各地の出張所が山林にかかる事務も担当している。先述のように県治条例の制定後、官林は制度的には大蔵省のもとで新県が管轄することになるが、秋田県では租税課が官林を所管し、五年四月に山林係が旧山林方の仕事を引き継いでいる。なお、岩崎県、本庄県、秋田県、亀田県、矢島県の合併と旧南部藩鹿角郡の編入により、管轄する官林の範囲も拡大している。旧藩山林関係組織の解体・山林行政組織の縮小後に制定されたこの達は、旧藩からの断絶を示す一方で、伐木課税・木材流通課税については旧

藩制度を利用して収税を継続しようとする。

秋田県は「官林規則」を遵奉して官林の伐木を厳禁としたうえで、先にみたように請負人菅運吉の入山・伐木を差止める。県の五年四月二七日の達は、県内の御林が明治政府の支配下に置かれたことを通達するものであるが、菅運吉の入山・伐木差止は、それを具現化してみせたのである。

しかし、官林伐木厳禁という法令は、官林の山麓に生活する村民にとって旧来の山野利用慣行を無視した、あまりにも厳しく過酷な規定である。秋田県は、各村の苦情に対応するため大蔵省へ伺をだすことになる。

(二) 官林伐木の委任と番山縛

秋田県は、明治五年六月一五日の大蔵省第七六号・官林払下の達に対し興味深い対応を示す。まず、県は大蔵省へ官林伐木に関する伺をだし、その結果「去八月中御聞届相成候、家作用又ハ川除普請其他樋堰橋梁破損等無余儀廉ヘ二百本以内ハ御払下許可ノ儀御委任相成候」と、五年八月に二〇〇本以内の払下が県に委任される。⁽⁵¹⁾ これにより官山伐木厳禁という県の達は、部分的にではあれ緩和されることになる。

ところで「家作用又ハ川除普請其他」の官林伐木とは、どの様な意義をもつてゐるのであらうか。秋田県は明治一四年に『山林法旧藩慣行仕来取調書』を作成しているが、同書では旧藩による藩営林地元村の救助策としての藩営林利用を、①「凶年饑歲及ヒ地租改正」、②「水火災ニ罹ル村々」、③「根舟及ヒ漁舟用木」、④「川欠及ヒ道路堰根普請用木」、⑤「官林副産物」、⑥「薪炭木自用及ヒ売買共」、⑦「官林ノ内地元村備荒林」の七項目に整理している。⁽⁵²⁾ 官林伐木二〇〇本は、これらのうち②と④を継承するも

のである。

官林木二〇〇本の払下を認められた秋田県は、さらに同じ年の一〇月

二〇日大蔵大輔井上馨に「当県ハ三面大山ヲ以テ他県ニ界シ、隨テ官林夥多ニテ凡五百二拾ヶ所此杉檜等凡千萬本余有之ニ付、御布告之通り入札払相成候テモ故障無之様ニ相見ヘ候得共(中略)悉皆入札御払下相成候テハ総山富人ノ私有ト相成、不出數年シテ伐尽ニ相成可申、然ル時ハ水害旱損等ニテ田地ハ追年荒地と相成(中略)庶民ノ困難顯然ニ付再応評議仕候處、右木數ノ内三十年ヲ以一周トシ、番山繰ノ方法相立年々実地検査ノ上入札払相成候様仕度、別紙仕分書相添、此段相伺申候⁽⁵³⁾」と、三〇年を一周とする番山繰による官林立木の払下について、伺を提出する。

この伺の別紙仕分書では、一ヶ年の伐木本数を目通り六尺廻り以上約一万本、その代金を八〇〇〇円と見積り、年々入札払下したいとする。秋田県は大蔵省の官林払下政策を批判しつつ、その代案として番山繰による年々八〇〇〇円の収入を大蔵省に示し、これにより官林における伐木生産の継続を図り、旧来どおり官林山麓村民の雇用の場を確保して、村民の苦情に応えようとしたのである。この伺に対しても五年一月二〇日付で租税頭陸奥宗光から許可指令がある。

秋田県は大蔵省の官林払下政策を契機として、県内の官林を自ら經營する計画をたて、それも番山繰という旧藩方式で、官林を管理するという方針を打ち出す。大蔵省はこの計画を認可し、官林払下は回避され、と同時に官林の禁伐も解除される。

番山繰による官林伐木を許可された秋田県は、六年夏にさらに番山繰の「県厅限り決裁処分」を大蔵省に求めて稟問するが、これは認められない。⁽⁵⁴⁾秋田県による官林番山繰の「県厅限り決裁処分」要求は、実現すると大蔵

省の官林支配の権限を大幅に弱体化させるものとなり、大蔵省はこれを許可しない。

番山繰と関連して秋田県は、六年七月一九日にもうひとつ県厅限りの官林伐木を求めて伺を提出している。つまり、番山繰の箇所から遠く隔たつた村々で官林の木材払下を出願するものがあるとき、これを一々大蔵省に伺うことなく五年八月に許可された二〇〇本以内の払下に準じて、県厅限りで検査の上処分したいという伺をだす。しかし、これに対する回答指令は「番山外之官林立木払下御委任之儀ハ難聞届候事」と厳しいものである。⁽⁵⁵⁾

この回答指令によつて、五年八月以来認められていた家作用・川除普請用等二〇〇本以内の払下は、すべて不許可となる。秋田県は六年一〇月県内に二〇〇本以内の払下は「當分總テ差止候」と布達する。⁽⁵⁶⁾

二〇〇本以内払下の実態をみると、県は六年に一〇月分まで毎月「官林伐木細調御届」ないしは「官林伐木御払代上納方伺」(明細帳添付)を大蔵省に提出しているが、一月から一〇月までの払下代金は一四二一円八一銭九厘(四月分は不詳)、五月から一〇月までの杉檜櫻等の払下木数は六七五九本である(一~四月分は不詳)。六年七月を例にみると、払下件数二八件、杉等本数一〇六四本、一五九円五四銭二厘五毛である。一〇本以下が一三件、一一~三〇本が九件、七〇本台が二件、一〇〇~二〇〇本が四件となり、一〇〇本以上の四件だけで払下本数の六割を超えてい。⁽⁵⁷⁾官林伐木の御払代は定額で、六年九月に杉の場合一尺廻三錢から五寸刻みで七尺五寸廻一円四五錢まで一四に区分され、八尺以上は五割増となつていて。また、檜・栗・桂・楓・櫻は杉の五割増、松・朴・桉は杉の三分の一の定額である。⁽⁵⁸⁾なお、こうした継続的な官林伐木は、「記録材料」「大蔵省考課状・租税寮」によると秋田県だけにみられるものである。

太政官第二五七号の布告は番山繩に大きな影響を及ぼす。県は番山繩による官林木払下が認められたので、六年一〇月一〇日に山本郡田代村字逆川沢官林で杉樹二〇〇〇本、秋田郡雪沢村支根川沢において一八五〇本を入札にかけた、高札の者に払下してよいかと、大蔵省に伺をだす。⁽⁵⁹⁾しかし、一月一〇日第二五七号布告を理由として番山繩による官林伐木は不許可と指令がある。官林払下差止の布告は、官林伐木禁止の布告として機能することになったのである。

先に述べたように太政官第二五七号布告の後、大蔵省は六年七月正院に官林払下差止に関して伺をだし、正院はこれを認める。官林つまり「政府持」山林について木材のその都度払下、二〇〇本以下県限り払下に関する権限が、大蔵省へ委任されていることを確認する。これを踏まえて大蔵省は、秋田県から官林の立木払下に関する権限をすべて剥奪したのである。そのため、秋田県は一月二二日「俄ニ番山繩御廃止二百本以内家作川普請必用之伐木共差留メ相成候候テハ、兼テ申立候通管内一般差支不少候」⁽⁶⁰⁾「当分之内兼テ御指令済之通御聞済ニ相成候様致度」と再び伺を提出する。これに対して一二月一五日租税頭陸奥宗光代理租税頭松方正義から官林の番山繩による伐木は不許可、「尤水火災ニ罹リ候小民家屋用材并水除其他樋堰橋梁等急破ニ而目下難差置分ニ限り、二百本以内伐採之儀者聞届候條、其他者一々伺之上処分可致儀と相心得、木數代金ハ勿論其入用之細目迄月限取調書差出可申事」と指令がある。こうして三〇年一周の番山繩による官林伐木は廃止となつたが、二〇〇本以内の官林伐木は再び認められる。しかし、その他の用材については大蔵省に「一々伺之上処分可致」と念を押されている。

こうした過程を経ながら、大蔵省が官林払下政策を実施した五年六月か

ら六年七月の間、そして官林払下差止の後も、秋田県は家作用等の官林二〇〇本以内の伐木について、県限り処分の権限を確保したのである。⁽⁶¹⁾

おわりに

要約して結論にかえよう。明治初年の官林形成において「官林規則」「県治事務章程」「官林払下の達」「官林払下の差止の達」は重要な法令であるが、それら制度設計のうち三件に杉浦譲が係わっていた。明治政府は、「官林規則」と「県治事務章程」によつて、官林の土地を掌握するに先駆けて官林の伐木を支配しようとした。

太政官制のもとで巨大化した大蔵省は実質的に地方庁を支配し、そのなかで御林は政府持の官林へと移行した。大蔵省は官林伐木の権限を掌握し、官林伐木を規制しようとするが、その一方で、海軍省・陸軍省・工部省の各省寮は、それぞれ独自の近代化政策を展開し、それらの事業展開は官林払下と官林伐木に影響を及ぼした。大蔵省は諸省寮の独自な官林伐木を「専断」とみなし、それを認めなかつた。

「官林規則」と「県治事務章程」は府県に対する官林伐木規制として機能した。その一方で、大蔵省は秋田県にみられるように部分的に県限り処分つまり官林伐木の委任を認めた。秋田県はこれにより官林の地元民対策として旧来的な利用を継続し、官林払下の代案として一時的ではあるが輪伐を認めさせ、さらに委任の領域拡大を模索した。しかし、大蔵省は官林払下差止の後、官林伐木権限の同省への集中と強化を図り、官林伐木に係る県の権限を制限していくた。

大蔵省は官林を全面的に支配し得ない段階で、まず諸省寮や府県の抵抗

を排除して官林の伐木に関する権限を集中・掌握し、官林伐木を規制しようとした。こうした動きのなかに山林原野の官民有区別以前における官林形成の特徴と、後の国有林地元施設の端緒を見ることができる。

(1) 林業発達史調査会編『日本林業発達史 上巻』林野庁、一九六〇年、二七五頁。

(2) 例えば小林正「森林・林業施業法制定概説—特に森林の自然保護に留意して—」『レフアレンス』六八五号、二〇〇八年、九頁。

(3) 「山林作業費之儀ニ付太政大臣江御伺案」『大隈文書』早稲田大学図書館所蔵。

(4) 主なものあげると林業発達史調査会編『前掲書』、福島正夫『地租改正の研究』有斐閣、一九六二年、北條浩『明治地方体制の展開と土地変革』御茶ノ水書房、一九八〇年、萩野敏雄『日本近代林政の基礎構造』日本林業調査会、一九八四年。

(5) 『太政類典』第一編・第九六巻、国立公文書館所蔵(以下同様)。

(6) 内閣記録局編輯『法規分類大全 第一編 官職門七至九 官制』一八八九年、四三頁。

(7) 『太政類典』第一編・第一七巻。

(8) 高橋善七『初代駢正杉浦譲伝』示人社、一九八三年、二二三頁、二三九頁、二四〇頁。

(9) 小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、青淵回顧録刊行会、一九二七年、二六〇頁、二六一頁。

(10) 丹羽邦男『地租改正法の起源』ミネルヴァ書房、一九九五年、一二七頁、一七五頁。

(11) 大久保利兼「解説」土屋喬雄編『杉浦譲全集』第三巻、杉浦譲全集刊行会、一九七八年、一四四頁。

(12) 『繩糸場取建手続日誌』『同上書』二五一～二六七頁。

(13) 『上野国富岡製糸場設立ノ儀伺』『公文錄』一八七一年・第七卷・民部省伺、

国立公文書館所蔵(以下同様)。

(14) 「富岡製糸場建築用材ノ儀ニ付達」『公文錄』一八七一年・第八九巻・岩鼻県伺。

(15) 「妙義社境並朱印地木竹御買上ノ儀ニ付伺」『同上史料』。

(16) 富岡製糸場誌編さん委員会『富岡製糸場誌(上)』富岡市教育委員会、一九七七年、二二一～二五頁。

(17) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第三巻、一九六一年、一九六一～一九七頁。

(18) 「年賦」土屋喬雄編『杉浦譲全集』第五巻、杉浦譲全集刊行会、一九七九年、四八一頁。

(19) 関口栄一「廢藩置県と民藏合併—留守政府と大蔵省—」『法学』第四三巻第三号、一九七九年、三二一五～三二六頁。関口は「現行官制との距りの大きさ」をその理由としている。

(20) 「明治四辛未歳制度取調御用兼務中 官省制置改正草稿 杉浦扣本」前掲註(11)土屋編、三三九～三五五頁。

(21) 関口栄一「兩副使一時帰國と大蔵省—留守政府と大蔵省—」『法学』第四四巻第一号、一九八〇年、三頁。

(22) 杉浦はここでも制度御用掛を兼務(八月一四日)するほかに岩倉使節団留守事務局御用掛兼務(一〇月三日)、ウイーン万国博覧会御用掛兼務(五年二月二九日)となる(前掲註(18)土屋編)。杉浦は旧幕府の外国奉行に引き続き新しい外国事情を身近に知りうる立場にある。

(23) 大蔵省編纂『大蔵省沿革志』(上)一八八〇年(明治文獻資料刊行会)『明治前期財政経済史料集成』第二巻、一九六二年、一七一頁。

(24) 大蔵省編纂『大蔵省沿革志』(下)一八八〇年(明治文獻資料刊行会)『明治前期財政経済史料集成』第三巻、一九六二年、三七八頁。

(25) 『県治条例』内閣官報局『明治四年 法令全書』一八八八年、四二〇～四二八頁。

(26) 前掲註(11)土屋編、三五八～三六四頁。

(27) 「府県ノ組織上申書」前掲註(11)土屋編、三六五頁。

(28) 『官林私下ノ儀申立』『公文錄』一八七二年・第一三巻・大蔵省伺。

- (29) 「官林払下ノ儀ニ付布達届」『公文錄』一八七二年・第一三卷・大藏省伺。
- (30) 「大藏省達第一四七号」内閣官報局『明治五年 法令全書』一八八九年、六九〇頁。
- (31) 大藏省「官林払下取消ノ議ヲ駁ス」、京都府「官林払下京都府意見書」『大隈文書』早稻田大学図書館所蔵。
- (32) 「官林御払下伐木ノ儀ニ付建言」『公文錄』一八七二年・第五八卷・工部省伺。
- (33) 「大艦製造用材ノ儀ニ付伺」『公文錄』一八七三年・第三九卷 海軍省伺錄目次。
- (34) 「製艦用材他用ニ不供様御達ノ儀伺文中誤字ノ上申」『公文錄』一八七三年・第四二卷・海軍省伺。
- (35) 前掲註(21)二一三頁。
- (36) 「各地方不毛ノ地払下ヲ止ムルノ儀伺」『公文錄』一八七三年・第七卷・正院御達並課局伺。
- (37) 藤田正「明治六年太政官制潤飾と内史官」大濱哲也編『国民国家の構図』雄山閣出版、一九九九年、九九〇一二六頁。なお明治六年五月の役職・官職であり、杉浦は履歴課・監部課・庶務課の副長を兼務している。
- (38) 「荒蕪不毛地並官林等払下差止ノ儀ニ付伺」『公文錄』一八七三年・第一三五卷・大藏省伺(一)。
- (39) 「荒蕪不毛地並官林払下ノ儀不得止分限处分御委任有之度再伺」『公文錄』一八七三年・第一三九卷・大藏省伺(二)。
- (40) 前掲註(38)に同じ。
- (41) 『記録材料』大藏省考課狀其三ノ三・租稅寮・一八七三年一月・三月、大藏省考課狀其三・冊ノ四・租稅寮・一八七三年四月・六月、大藏省考課狀其三・冊ノ九・租稅寮・一八七三年七月・九月、大藏省考課狀其三・冊ノ一九・租稅寮・一八七三年一〇月・一二月、国立公文書館所蔵(以下同様)。本文中では一・三月期、四・六月期、七・九月期、一〇・一二月期と略記する。
- (42) 静岡県田方郡役所『静岡県田方郡誌』一九一八年・一九七二年復刻・長倉書店、三三五頁。前掲註(4)萩野著、七九頁。
- (43) 内閣官報局『明治六年法令全書』一八八九年、九〇二頁。
- (44) 内閣官報局『明治四年法令全書』一八八八年、四八一・四八二頁。
- (45) 「和歌山県ヨリ鉄道寮へ木材壳却ノ裏問」『記録材料』大藏省考課狀其二・冊ノ一九・租稅寮・一八七三年一〇月・一二月。
- (46) 大藏省『工部省沿革報告』一八八九年、四九五・五〇一頁、国立国会図書館所蔵。
- (47) 明治五年一一月一八日埼玉県県令等から大藏大輔井上馨宛てに日光街道並木伐採の伺があり、井上から皆伐は不許可、抜伐を計画し本数調査のうえ伺であるよう指令がある。六年二月一三日に再伺し二〇日租税頭陸奥宗光から許可指令がある(『埼玉県史料』四、国立公文書館所蔵)。
- (48) 秋田県編『秋田県史』資料 明治編上、一九六〇年、二六六頁。
- (49) 明治六年一二月三日「官林伐木請負人江委任之義ニ付伺」『官省指令原書留』庶務課(明治六年一月・二月)、秋田県公文書館所蔵。前掲註(48)秋田県編七一九頁。菅運吉の官林伐木については、古内龍夫『明治期能代木材産業史』秋田文化出版株式会社、一九九四年、一五・二〇頁。
- (50) 「諸木伐採其取締上ニ付達」橋本宗彦『秋田沿革史大成』下、一八九六年、二一六・二一七頁。前掲註(48)秋田県編六八三・六八四頁は一条欠落している。
- (51) 「管内官林立木二百本以内御払下之儀御委任相成度伺」明治六年七月一九日『官省指令原書留』三番庶務課(明治六年七月・一〇月)、秋田県公文書館所蔵。
- (52) 秋田県「山林法旧藩慣行仕來取調書」『勸業課農事掛事務簿 山林之部 全(明治一四年四月・一〇月)』、秋田県公文書館所蔵。
- (53) 『官林番山繰方法之儀伺』『官省指令原書』明治五年、秋田県公文書館所蔵。前掲註(48)秋田県編、六九八・六九九頁。
- (54) 『記録材料』大藏省考課狀其二・冊ノ九・租稅寮・明治六年七月・九月。
- (55) 前掲註(51)史料。回答指令は同年九月二日。
- (56) 「秋田県布令第五九二号」『秋田県庁日誌』記録係(明治六年一〇月中旬)、秋田県公文書館所蔵。
- (57) 数値は『官省指令原書留』壹番二庶務課(明治六年一月・三月)、「同」、「諸官省進達書控」(明治六年四月・六月)、「官省其外進達書写」二記録掛(明治六年七月・八月)、「官省指令原書留」三番庶務課(明治六年七月・十月)、「秋田県日誌」記録係(明治六年一月中旬)、「官省指令原書留」三番庶務課(明治六年七月・八月)。

六年七月～一〇月)、「官省指令原書留」庶務課(明治六年一二月～一二月)より集計、秋田県公文書館所蔵。

(58) 『管内布達留』記録掛(明治六年九月)、秋田県公文書館所蔵。

(59) 「官山番山縦伐木入札払下之儀ニ付伺」『官省指令原書留 三番』庶務課(明治六年七月～一〇月)、秋田県公文書館所蔵。回答指令は一二月一〇日。

(60) 「官林番山縦伐木之儀ニ付再伺」『官省指令原書留』庶務課(明治六年一二月～一二月)、秋田県公文書館所蔵。前掲註(48)秋田県編 七一七～七一八頁。

(61) なお、先に述べたように旧藩では藩営林地元村救助政策のひとつとして自家用・売買用薪炭材の伐木が認められている。地元村による御直山の村々入会利用である。廢藩置県後、秋田県はこうした旧来からの慣行的な利用を実質的に默認し、自家用や販売用の薪炭材伐木に制限を加えていなかつたのであるが、明治七年に官林の所管が大蔵省から内務省の手に移ると、ここにも規制が加えられはじめる。この点については、別稿においてふれることにする。

〔付記〕

本稿は二〇一〇～二〇一三年度科学研究費補助金(基礎研究(B))研究課題「東北地方における地域資源の管理・利用に関する社会史的研究」(研究代表者 筑波大学
生命環境系教授 加藤衛拡)の研究成果の一部である。